

令和3年度

第10回 佐々町農業委員会総会議事録

令和4年1月25日（火）

佐々町農業委員会

令和4年1月 第10回 佐々町農業委員会総会議事録

1. 招集年月日 令和4年1月25日(火) 午後13時30分
2. 招集場所 佐々町役場 別館会議室
3. 開 会 令和4年1月25日(火) 午後13時30分

4. 出席委員 (18名)

議席番号	氏 名	議席番号	氏 名	議席番号	氏 名
1	・野 裕 君	2	濱野 努 君	3	池田 義 君
4	藤永 茂 君	5	築城 武美 君	6	和田 貞子 君
7	坂口 隆英 君	8	藤永 九市 君	9	寶持 雅祥 君
10	池田 晴良 君	11	井手 俊博 君	12	山下 夕見子君
13	濱野 卓也 君	推進委員	林 勇作 君	推進委員	福田 庄治 君
推進委員	筒井 浩一 君	推進委員	玉置 義則 君	推進委員	大瀬 敏幸 君

5. 欠席委員 (0名)

議席番号	氏 名	議席番号	氏 名	議席番号	氏 名

6. 職務のための出席者職氏名

職 名	氏 名	職 名	氏 名	職 名	氏 名
事務局長	橋川 貴月 君				

7. 議事録署名委員

議席番号	氏 名	議席番号	氏 名	議席番号	氏 名
2	濱野 努 君	3	池田 義 君		

8. 本日の会議に付した案件

(1) 会長挨拶

(2) 議事録署名委員の指名

(3) 報告事項

報告第1号 農業委員会会長・事務局長会議（後期）について

報告第2号 農地法第18条第6項の規定による通知について

(4) 審議事項

第28号議案 農地法第4条第1項の規定による許可申請書について

第29号議案 農用地利用集積計画の承認について（利用権設定）

(5) その他

①農業者年金加入、全国農業新聞購読について

②2月定例会の日程について

③その他

事務局長（橋川 貴月君） では、定刻となりましたので、ただいまから第10回佐々町農業委員会会議を開催いたします。

それでは、初めに、吉野会長から御挨拶をお願いいたします。

会長（吉野 裕君） 皆さん、こんにちは。改めまして、明けましておめでとうございます。御家族そろって新年を迎えられたこととお喜び申し上げます。また今年もよろしくお願いいたします。

皆さんも御存じのとおり、今年、今月中旬に入りまして急激にコロナ感染が爆発的に拡大しております。長崎県も県独自の緊急事態宣言をされ、翌日には蔓延防止措置が発令されました。県内の感染者数も昨年は1月で1,000人やったですけど、今年はまだ1月で1万人を超えております。さらなるそれぞれ皆様方の感染対策の注意が必要で、これ以上拡大しないようにすることが求められていると思います。

また、自然災害も東北では大雪、先日も日向灘沖で地震、佐々町でも震度2といろいろ発生しております。また、まだまだ寒さが続くと思います。農作物の管理等に注意されて、活動していただければと思います。

また、農業委員会だよりでも報告といたしますが、しておりましたが、人・農地プランのアンケートの結果を掲載しております。これから、それに基づいてさらに佐々町農業の10年後等を見据えて、さらにこれを一つずつ進めていかなければなりません。皆様方にとっては、お仕事のある中大変時間を取るかと思いますが、一つずつ一歩ずつ進めていかなきゃなりませんので、これからもよろしくお願いいたします。

最後に、今年は何とかコロナが終息し、災いのない1年となることを願っております。本日も感染対策を取りながら、議事を進めていきたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

事務局長（橋川 貴月君） ありがとうございました。本日の委員は全員出席です。最適化推進委員についても全員出席でございます。委員は定数に達しておりますので、総会は成立していることを報告いたします。

佐々町農業委員会総会会議規則第6条の規定により、議長は会長が務めることとなっておりますので、議事の進行を吉野会長をお願いいたします。

会長（吉野 裕君） 案件につきましては、佐々町農業委員会総会会議規則第3条により、付議事項はあらかじめ通知しておりましたので、この日程でよろしいでしょうか。（「異議

なし」の声あり)

これより、議事に入ります。

まず、日程2の議事録署名委員の指名を行います。佐々町農業委員会総会会議規則第27条の規定に基づき、議長が定めることとなっておりますので、2番、濱野委員、3番、池田委員を指名しますので、よろしくお願いします。

以上で、日程2を終わります。

それでは、日程3、報告事項に入ります。

報告第1号、農業委員会会長・事務局長会議（後期）について、事務局から説明をしてもらいます。

その前に、ちょっと私の感想と申しますか、1月20日に各市町オンラインで会長・事務局長会議が行われました。まず、最初に全国農業会議所専務理事、柚木氏より、今日配付した資料にもありますように、農業委員会等をめぐる情勢と今後の取組について説明、講演がありました。中身は主に、来年度の農林水産省関係の予算の中で、農業委員会に関する予算の内容とか、我々農業委員会の活動成果払いの割合の変更、見直しとか、そういう内容について話がありました。

それから、3番の協議報告事項は、農業会議のほうから説明があり、今年度の事業目標と申しますか、各市町に振り分けられておる目標について、あと2か月余り目標を達成していないところについては、目標に向けていただくようにとのことです。

それと、令和3年度農地利用最適化推進施策の改善に関する意見書ということで、長崎県農業会議会長、山開さんの名前で県知事のほうに意見書を提出するようになっております。

それと、あとは目標についてそれぞれ説明があり、また、来年度は農地情報に使うタブレットの使用について、導入について説明がありました。あと、詳しくは事務局のほうから説明していただきます。事務局。

事務局長（橋川 貴月君） すいません、お手元の資料を御覧頂きたいと思っています。

先ほど会長から話がありましたように、令和3年度農業委員会会長・事務局長会議研修（後期）ということで、令和4年1月20日、木曜日にオンラインで会議があっております。

資料の3ページを御覧ください。右側の端に3と数字が振っております。

令和4年度農林水産予算の概要とあります。ここで、先ほど会長から話がありましたように、(5)の中の②、一番下の段に農業委員会情報収集等効率化支援事業（令和3年度補正でタブレット導入）というのが書いてあります。

これについては、実際、今農地パトロール等で見いただいている分について、国のほうがタブレットを用いてその情報収集をしてくださいということで、そのタブレットの購入代金は国が全額補助しますと。通信費も最適化交付金で出しますと、ただし、各農業委員会、最適化推進委員の2分の1までは国が10分の10、費用を出しますのでということです。佐々町の農業委員会としましては3台購入希望で今出させていただいています。

そのタブレットでどういうことをするかというと、出し手とか受け手のリタイアの意向だとか、規模縮小の時期だとか、機械の所有状況とか農地の集約化の意向とか、そういったものをタブレットに入力するようなシステムを今つくっていらっしゃるということ聞いています。なので、具体的な細かいところはまだ見えていません。

実際、配布自体は令和4年度からの予算ですけども、実際は8月ちょっと前ぐらいになるのではないかと。全国で1万台とかそういう台数を予約されるらしいです。

ということが、ちょっと大きな変わるところになります。

それと、資料の13ページに、6・新たな農地利用最適化活動の推進ポイントとあります。10月に研修があったときの内容がそれぞれ書いてありますので、一度見ていただいて、細かい内容については省略させていただきますけども、再度御確認頂けたらと思っております。

それと、次のページ、14ページ、人・農地プラン関係が記載されてあります。

こういったところに今後注意して活動していただけたらと思っております。

事務局からは以上です。

会長（吉野 裕君） この件について、何か御意見、御質問ありませんか。

事務局長（橋川 貴月君） すいません、事務局からですけど、今日お渡ししたばかりの資料なので、まだ目を通すのに時間がかかるかと思えます。見ていただいて、また次回でも、もし不明な点があれば御質問頂けたらと思えます。

それと、補足ですけど、今日もお願いしたように、活動記録をお願いしましたが、そういったものが重要になってきますよということもこの中に書いてあります。よろしくお願いたします。

以上です。

会長（吉野 裕君） ないようですので、報告第1号は終わります。

次に、報告第2号農地法第18条第6項の規定による通知について、事務局の説明を求めます。事務局長。

事務局長（橋川 貴月君） すいません、図面配付の資料、1枚めくっていただきまして、報告

第2号、1ページになります。

農地法第18条第6項の規定による通知書。佐々町農業委員会様。通知者、賃貸人、〇〇〇〇、〇〇〇〇さん、賃借人、〇〇〇〇、〇〇〇〇さん。下記の土地について賃貸借の合意解約をしたいので、農地法第18条第6項の規定により通知しますということで、土地の所在です。市瀬免字古田、地番165、地目田、現況も田、面積2,159m²。3、賃貸借の契約内容。次のページ、3ページ目に原本をつけております。5年間ということで、令和8年の4月30日までの契約となっております。解約を申し入れた日、令和4年の1月12日ということで通知書が出されております。2ページ目についても、農地の所在、土地の引渡時期等が書いてございます。これにつきましては、後から出てきます利用権設定の分で新たな契約者が決まっているものとなります。

事務局からの報告は以上です。よろしく申し上げます。

会長（吉野 裕君） この件について、何か御意見、御質問はありませんか。2番。

2番（濱野 努君） すいません、私のところの担当で申し訳ございませんが、ちょっと物納と金納とのやり取りというか、そちらのほうがちよっとうまくいっていなかったものですから、貸している方は金納ということで思っていたらよかったみたいで、物納でという話で一応計画書はなっていたんですが、そこそこありまして、今度解約という形になっています。申し訳ございません。

以上です。

会長（吉野 裕君） ほかにありませんか。――なければ、報告事項を終了いたします。

次、日程4、審議事項に入ります。

第28号議案、農地法第4条第1項の規定による許可申請書について、事務局の説明を求めます。事務局長。

事務局長（橋川 貴月君） 4ページを御覧ください。

議案第28号農地法第4条の規定による農地等の転用許可申請承認について、知事処分、令和4年1月25日提出。

土地の所在、北松浦郡佐々町羽須和免字函池61番13、登記地目畑、現況地目畑、登記面積285m²。申請人、〇〇〇〇、〇〇〇〇さん、30歳、会社員。転用の目的、施設の概要、一般個人住宅、住宅1棟、木造瓦ぶき平屋、88.92m²。農地区分は3種となります。

備考、現在は実家で生活している。このたび新たに自宅を新たに新築するものを書いております。

次のページを御覧ください。

許可申請書が出されております。先ほど話した実家に住んでいるというところですけども、今住んでいらっしゃる御自宅の前が申請の農地となっております。

6ページ、7ページは土地の登記簿がついております。

場所ですけども、8ページ、9ページをちょっと御覧ください。

場所は佐々町の文化会館裏となります。文化会館から約50mほど奥に入った場所となります。

10ページを御覧ください。

現地の写真です。写真左方に打ってあります写真の1、右側に写っている木造の建物が現在御本人さんが御兄弟と住んでいらっしゃる建物となります。周辺は町の管理する道路と住宅地に囲まれております。

13ページを御覧ください。

周辺の状況です。申請地は黄色で字図に記載してあります。61の13が申請地で、その隣、図面でいきますと上側が61の2番地、申請者の〇〇〇〇さんの宅地となって、そこに今住まわれておられます。周辺に農地はないような状況となっております。

次の14ページを御覧ください。

全体図が記載してあります。先ほどの写真でありましたように、周辺は宅地及びアパート、水路などに囲まれている状況です。

それと、15ページを御覧ください。

今回、建物を建てるに当たっての排水、生活排水の汚水、それと雨水排水の排水先が記載されています。

その次のページ、16ページに被害防除計画書がありますので、併せて見ていただけたらと思います。土地については、被害防除計画書では現状のまま利用したい、切り盛りはほとんどしないということでされております。それと、被害防除措置としまして、防護柵を設けます。また、被害発生のおそれがない理由としては、造成は行わず整地のみとしますということで記載されております。

被害防除計画書の②ですけども、雨水排水は水路へ放流。汚水処理は下水道で放流となっております。15ページに記載してあるように、目の前の道路に下水道の本管が通っているような状況です。

それと、③の周辺の農地に係る営農条件に支障を生じさせないための措置としては、建物の高さを加減するということです。建物の高さが約6.5m程度ということで、後につけてあります建物の図面に記載をされております。

以上、被害防除計画書及び現地の状況については以上です。

その他、17ページから18ページまでが建物の詳細な図面になっております。

この件については、現地の確認を1月の17日に池田邦義委員、それと筒井委員、事務局で現地の確認をさせていただいております。

以上、説明を終わります。

会長（吉野 裕君） 地元委員の説明をお願いします。

17番。

推進委員（筒井 浩一君） 今、局長が言われたように、17日の日に池田委員と局長と3人で行ってみました。周りも農地になって、雨水も大きな水路が通っておりますので、その場所はいいんじゃないかなと思っております。

それで、農地の高さも加減してあるということで、上のほうにちょっとした田んぼがあるんですけども、そこも日陰にはならないと思いました。条件としては何もないんじゃないかと思っております。

以上です。

会長（吉野 裕君） この件について何か御意見、御質問ありませんか。周辺に隣接する農地はないので、被害を及ぼすことはないということです。ないようですので、採決をいたします。

28号議案について、承認することに賛成の方の挙手をお願いします。（賛成者挙手）ありがとうございました。全会一致で承認することといたします。

第29号議案農用地利用集積計画の承認についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局長（橋川 貴月君） 19ページを御覧ください。

第29号議案農用地利用集積計画の承認について（利用権設定）、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、別紙のとおり計画を定めたいので本委員会の承認を求めます。令和4年1月25日、佐々町農業委員会会長ということで、20ページを御覧ください。

再設定ということで、1件ございます。利用権の権利の設定を行う者、貸手農家ということで、〇〇〇〇、〇〇〇〇氏。権利の設定を行う者、借手農家として、〇〇〇〇、〇〇〇〇氏。土地の所在、佐々町木場免字福松田、地番272の1、地目田、面積2,486m²。貸手農家耕作面積2万7,898m²。権利の種類、賃借権。区域区分農用地。今回の設定内容、金納の1万円、5年間となっております。

次に、新規分です。21ページを御覧ください。

番号1、権利の設定を行う者、貸手農家、〇〇〇〇、〇〇〇〇氏、権利の設定を行う者、

借手農家、〇〇〇〇、〇〇〇〇氏。土地の所在、神田免字町田、地番46の1及び46の2、46の3、地目それぞれ田んぼとなっております。面積314m²、898m²、1,954m²となっております。借手農家耕作面積として2万5,583m²。権利の種類、賃借権。区域区分農用地。今回の設定内容、金納、1万8,000円、5年間となっております。

ほか2筆、合計3筆が新規分となります。

以上、説明を終わります。

会長（吉野 裕君） この件について何か御意見、御質問はありませんか。2番。

2番（濱野 努君） すいません、2番です。

この一番下の3番、最初に解約された。〇〇〇〇さんと〇〇〇〇さんの分がここに入っておりますので、よろしく願います。

以上です。

会長（吉野 裕君） ほかに何かございませんか。——ないようですので、採決をいたします。

第29号議案について、承認することに賛成の方の挙手をお願いします。（賛成者挙手）ありがとうございます。全会一致で承認することといたします。

次、日程5、その他について、事務局から説明をお願いします。事務局。

事務局長（橋川 貴月君） ①の農業者年金加入、全国農業新聞購読についてですけども、12月には推進委員の御協力により1名の加入がっております。全国農業新聞の追加購読はあっておりませんでした。今後も引き続き、加入、購読について推進の御協力を各委員さん、お願いしたいと思っております。

それと、次に、②2月定例会の日程についてです。五役会については、2月の16日、水曜日、10時から、総会については、2月の25日、金曜日、13時30分からさせていただけたらと考えております。もう一度言います。五役会が2月の16日、水曜日、10時から。総会が2月の25日、金曜日、13時30分からでさせていただきたいと思っております。

次に、③のその他ですけども、12月の総会の際に、農業委員会だよりを各農家さんに配付しますということで御案内させていただきましたけども、農家の方以外についても、農業委員会の活動が分かるようにさせていただけたら何かできないだろうかということでお話がございました。すいません、印刷部数の関係もありまして、回覧でお返しするという形がちょっと取れないような状況ですので、佐々町のホームページに載せていけたらと考えておりますので、よろしく願いたいと思っております。

事務局からは以上です。

その他、何かありましたらよろしく申し上げます。

会長（吉野 裕君） 皆さんのほうから何かその他についてありませんか。——ないようですので、本日の日程が全て終了しましたので、会を閉会いたします。お疲れさまでした。

事務局長（橋川 貴月君） 吉野会長、議事進行ありがとうございました。また、皆さん、お疲れさまでした。

（ 閉 会 午後 14 時 07 分 ）